

勾留全事件が国選化した場合の被疑者国選弁護対象事件の試算について（説明メモ）

想定事件数の試算（想定件数1.41倍）

- ・被疑者国選弁護制度の対象事件が勾留全事件に拡大した場合の年間予測件数（以下「拡大件数」という。）を算出するために、勾留状発付数に国選率を乗じる。
- ・地裁本庁・支部ごとの拡大件数を算出するために、
- ・被疑者国選弁護制度の第二段階における被疑者国選弁護事件の年間件数（以下「現行件数」という。）に対する拡大件数の比率を求め、
- ・地裁本庁・支部ごとの現行件数に、上記比率（141%）を乗じる。

1 2011年の勾留状発付数

2011年の勾留状発付数 = 119,167件

2 国選率

2011年の（地裁及び簡裁の必要的弁護事件のうち国選弁護人のついた数）÷（地裁及び簡裁の必要的弁護事件の終局総人員数）
= 87.8%

3 拡大件数

2011年の勾留状発付数 × 国選率
(119,167) (87.8%)
= 104,629件 小数点以下四捨五入

4 現行件数 別紙シミュレーション

2011年度被疑者国選弁護事件数 = 74,007件

5 現行件数に対する拡大件数の比率

拡大件数 ÷ 現行件数
(104,629) (74,007)
= 141.4% (141%)

6 地裁本庁・支部ごとの拡大件数 別紙シミュレーション

地裁支部ごとの現行件数 × 141%

(なお、別紙シミュレーション中 欄では、各本庁・支部別に上記計算をし、小数点以下を切り捨てた値を掲載している。)

シミュレーション中、・ 欄は、小数点以下を切り捨てた値を掲載している。欄がマイナスになる場合は、値を「0」としている。各列(~)の合計欄は、各列(地裁本庁・支部ごと)の値の合計値となっている。

【注】上記1, 2及び4の数値についての説明

A			B			C			D			E			F			G			H			I			J		
勾留状発付数			終局総人員のうち強制により 弁護人のついた被告人数			終局総人員のうち強制により 国選弁護人のついた被告人数			国選率																				
地裁	簡裁	合計	地裁	簡裁	合計	地裁	簡裁	合計	(I÷F)																				
46,720	72,447	119,167	47,600	7,909	55,509	41,184	7,575	48,759	87.8%																				

(1) 上記1は、上記A Bを合計したもの。上記A Bは、『2011年司法統計年報(刑事編)』「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員 - 全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」の地裁及び簡裁の勾留状発付数。

(2) 上記2のうち、地裁及び簡裁の必要的弁護事件の終局総人員数(上記F)は、上記D Eを合計したもの。上記D Eは、『2011年司法統計年報(刑事編)』「通常第一審事件の終局総人員 - 弁護関係別 - 地方裁判所管内全地方裁判所別」及び「通常第一審事件の終局総人員 - 弁護関係別 - 地方裁判所管内全簡易裁判所別」の終局総人員のうち強制により弁護人のついた被告人数。

(3) 上記2のうち、地裁及び簡裁の必要的弁護事件のうち国選弁護人のついた数(上記I)は、上記G Hを合計したもの。上記G Hは、(2)記載の終局総人員のうち強制により国選弁護人のついた被告人数。

(4) 上記4は、日弁連事務局調べによるもの。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)		スタッフ弁護士赴 任合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
岩手	盛岡本庁	58	49	49	233	328	400	1	30	298	6										
	花巻	10	6	6	73	102	125	0	0	102	17										
	二戸	3	2	2	30	42	51	0	0	42	21										
	遠野	5	2	1	20	28	34	0	0	28	28										
	宮古	4	2	2	17	23	29	1	30	0	0										
	一関	10	8	8	64	90	110	0	0	90	11										
	水沢	4	3	3	54	76	92	0	0	76	25										
	秋田本庁	48	37	30	213	300	366	2	60	240	8										
	能代	3	3	3	35	49	60	0	0	49	16										
	本荘	4	4	4	21	29	36	0	0	29	7										
秋田	大館	5	5	5	45	63	77	0	0	63	12										
	横手	7	7	7	40	56	68	0	0	56	8										
	大曲	6	5	4	25	35	43	0	0	35	8										
	青森本庁	49	33	26	181	255	311	6	180	75	2										
	五所川原	8	5	4	26	36	44	0	0	36	9										
	弘前	17	15	15	128	180	220	0	0	180	12										
	八戸	28	19	17	138	194	237	2	60	134	7										
	十和田	6	6	5	36	50	61	0	0	50	10										
	東京本庁	15,076	6,565	5,960	7,435	10,483	12,794	9	270	10,213	1										
	立川	555	296	251	2,037	2,872	3,505	4	120	2,752	10										
横浜	横浜本庁	968	549	498	2,572	3,626	4,425	0	0	3,626	7										
	川崎	188	120	115	629	886	1,082	0	0	886	7										
	相模原	64	46	42	410	578	705	0	0	578	13										
	横須賀	36	20	20	271	382	466	0	0	382	19										
	小田原	103	59	55	626	882	1,077	0	0	882	16										
	さいたま本庁	414	312	206	2,188	3,085	3,765	6	180	2,905	14										
	越谷	86	57	46	750	1,057	1,290	0	0	1,057	22										
	川越	107	109	58	680	958	1,170	4	120	838	14										
	熊谷	61	53	53	638	899	1,097	3	90	809	15										
	秩父	5	1	0	38	53	65	3	90	0	0										
埼玉	千葉本庁	451	253	240	2,021	2,849	3,477	8	240	2,609	10										
	佐倉	23	0	0	475	669	817	0	0	669	0										
	一宮(千葉)	8	0	0	125	176	215	0	0	176	0										
	佐原	3	0	0	58	81	99	0	0	81	0										
	木更津	17	9	9	344	485	591	0	0	485	53										
	八日市場	10	9	9	266	375	457	0	0	375	41										
	館山	6	3	0	62	87	106	0	0	87	0										
	松戸	123	95	82	762	1,074	1,311	0	0	1,074	13										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、00件)となっております。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数	国選登録者 数(弁護士 会調べ)	被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)	被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)	全国国選化した 場合の年間国選 事件予測数	逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く。地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)	スタッフ弁護士 任合計数	スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数	スタッフ対応数を 除いた想定事件 数	スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数
		2013年2月1日現在		2012年1月1日～ 2012年12月31日		2011年1月1日～ 2011年12月31日		2013年2月1日現在		-	
		× 1.41		× 1.41		総数 27,353 × = 74,007		× 30			
茨城県	水戸本庁	105	84	66	357	503	614	3	90	561	8
	日立	4			105	148	180		0		
	麻生	7	7	6	154	217	265		0	217	36
	土浦	61	74	61	264	372	454		0		
	龍ヶ崎	24			278	391	478		60	703	11
	下妻	23	20	20	265	373	456		60	313	15
	宇都宮本庁	139	103	103	721	1,016	1,240		30	986	9
栃木県	真岡	3	3	3	48	67	82		0	67	22
	大田原	10	10	10	174	245	299		0	245	24
	栃木	23	19	19	248	349	426		0	349	18
	足利	13	10	10	161	227	277		0	227	22
	前橋本庁	117	110	63	703	991	1,209		60	1,031	16
	沼田	4			71	100	122		0		
	高崎	98	88	76	284	400	488		0	400	5
群馬	太田	25	18	14	270	380	464		0	380	27
	桐生	9	7	7	57	80	98		0	80	11
	静岡本庁	164	125	109	676	953	1,163		120	833	7
	沼津	100	62	56	449	633	772		90	543	9
	下田	6	4	4	44	62	75		60	2	0
	富士	31	19	15	348	490	598		0	490	32
	掛川	6	77	68	66	93	113		0	915	13
静岡県	浜松	96			647	912	1,113		90		
	甲府本庁	105	96	84	369	520	634		0	634	7
	都留	3			81	114	139		0		
	長野本庁	79	64	64	215	303	369		30	273	4
	上田	18	17	14	117	164	201		0	164	11
	佐久	15	14	11	84	118	144		0	118	10
	松本	53	47	47	169	238	290		60	178	3
長野県	諏訪	23	23	23	130	183	223		0	183	7
	伊那	11	10	10	37	52	63		0	52	5
	飯田	14	12	12	48	67	82		0	67	5
	新潟本庁	169	140	100	433	610	745		0	610	6
	新潟	6	5	4	62	87	106		0	87	21
	三條	11	10	8	43	60	73		0	60	7
	長岡	34	31	26	185	260	318		0	260	10
新潟県	高田	18	15	14	106	149	182		0	149	10
	佐渡	5	4	3	14	19	24		60	0	0

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっております。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失重傷及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)		スタッフ弁護士 任合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
愛知県	名古屋本庁	1,351	753	753	2,761	3,893	4,751	3	90	3,803	5										
	一宮(愛知)	43	37	35	239	336	411	0	0	336	9										
	半田	25	24	23	262	369	450	0	0	369	16										
	岡崎	117	110	106	664	936	1,142	5	150	786	7										
三重	豊橋	78	50	50	313	441	538	3	0	441	8										
	津本庁	76	68	66	277	390	476	3	90	300	4										
	松阪	9	7	6	164	231	282	0	0	231	38										
	四日市	57	55	51	303	427	521	0	0	427	8										
岐阜県	伊勢	8	7	7	86	121	147	0	0	121	17										
	伊賀	7	6	6	72	101	123	0	0	101	16										
	龍野	2	1	1	15	21	25	0	0	21	21										
	岐阜本庁	114	97	87	451	635	776	4	120	515	5										
福井	大垣	15	13	11	110	155	189	0	0	155	14										
	御高	9	5	5	90	126	154	3	90	36	7										
	多治見	18	10	10	87	122	149	1	30	92	9										
	高山	7	7	7	19	26	32	0	0	26	3										
金沢	福井本庁	86	60	60	221	311	380	1	30	281	4										
	武生	4	3	3	69	97	118	0	0	97	32										
	敦賀	7	7	7	70	98	120	0	0	98	14										
	金沢本庁	134	122	107	363	511	624	0	0	511	4										
富山県	小松	11	11	11	95	133	163	0	0	133	12										
	七尾	5	5	4	32	45	55	0	0	45	11										
	輪島	2	2	2	2	2	3	0	0	2	1										
	富山本庁	71	61	61	235	331	404	0	0	300	4										
大阪	魚津	4	21	21	21	29	36	2	60	50	2										
	高岡	24	21	21	36	50	61	0	0	50	2										
	大阪本庁	3,887	1,879	1,587	5,571	7,855	9,586	0	0	9,532	6										
	堺	87	531	531	746	1,051	1,283	0	0	1,283	0										
京都	岸和田	34	262	262	444	626	764	4	120	2,144	5										
	京都本庁	605	407	375	1,559	2,198	2,682	0	0	2,144	5										
	園部	2	2	2	47	66	80	0	0	67	13										
	宮津	6	5	5	48	67	82	0	0	67	13										
福知山	舞鶴	6	6	6	50	70	86	0	0	70	11										
	福知山	9	5	5	62	87	106	1	30	57	11										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、は0件)となっております。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	2013年2月1日現在		2012年1月1日～ 2012年12月31日		2011年1月1日～ 2011年12月31日		速捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く)地裁 本庁支部別件数は総 数から差分)	スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数	スタッフ対応数を 除いた想定事件 数	スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数
		会員数	国選登録者 数(弁護士 会調べ)	被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)	被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)	全国国選化した 場合の年間国選 事件予測数	2013年2月1日現在				
兵庫県	神戸本庁	476	336	278	1,256	1,770	2,161	0	1,770	-	6
	柏原	6	6	6	137	193	235	0	193	-	32
	洲本	6	5	5	71	100	122	0	100	-	20
	尼崎	89	66	64	518	730	891	120	610	-	9
	伊丹	37	30	29	156	219	268	0	219	-	7
	明石	33	23	18	197	277	339	0	277	-	15
	姫路	92	82	76	610	860	1,049	0	860	-	11
	社	8	7	7	71	100	122	0	100	-	14
	龍野	3	3	3	79	111	135	0	111	-	37
	豊岡	7	5	5	49	69	84	0	69	-	13
奈良	奈良本庁	106	96	73	360	507	619	30	477	-	6
	葛城	42	29	28	453	638	779	0	612	-	21
	五條	3	0	0	46	64	79	90	612	-	21
	大津本庁	97	66	66	611	861	1,051	150	711	-	10
滋賀	彦根	33	27	26	151	212	259	0	212	-	8
	長浜	4	4	4	128	180	220	0	180	-	45
	和歌山本庁	116	90	77	494	696	850	60	636	-	8
	御坊	2	2	2	23	32	39	0	32	-	16
和歌山	田辺	11	8	6	58	81	99	0	81	-	13
	新宮	4	4	4	22	31	37	0	31	-	7
	広島本庁	413	293	293	1,150	1,621	1,978	90	1,531	-	5
	三次	5	5	5	52	73	89	0	73	-	14
広島	呉	19	18	18	164	231	282	0	231	-	12
	尾道	13	9	9	119	167	204	0	167	-	18
	福山	51	36	36	329	463	566	0	463	-	12
	山口本庁	51	36	33	179	252	308	90	162	-	4
山口県	萩	4	4	3	37	52	63	0	52	-	17
	周南	25	16	15	138	194	237	0	194	-	12
	岩国	15	13	13	92	129	158	0	129	-	9
	下関	40	37	31	166	234	285	0	234	-	7
岡山	宇部	11	10	10	180	253	309	0	253	-	25
	岡山本庁	299	224	208	814	1,147	1,400	0	1,147	-	5
	倉敷	24	18	16	318	448	547	0	448	-	28
	新見	3	2	2	13	18	22	0	18	-	9
鳥取県	津山	15	12	10	149	210	256	0	210	-	21
	鳥取本庁	30	28	27	126	177	216	30	147	-	5
	倉吉	9	6	6	53	74	91	60	14	-	2
	米子	25	24	23	105	148	180	0	148	-	6

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっています。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から差分)		スタッフ弁護士 任合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
島根県	松江本庁	42	34	33	169	238	290	2	60	178	5										
	出雲	9	9	7	71	100	122	0	0	100	11										
	浜田	9	7	4	32	45	55	2	60	0	0										
	益田	5	4	1	39	54	67	1	0	54	13										
香川県	西郷	2	1	1	0	0	0	6	180	400	7										
	高松本庁	125	76	55	412	580	708	0	0	60	30										
	観音寺	3	2	2	43	60	73	0	0	315	15										
	丸亀	23	23	21	224	315	385	1	30	376	9										
徳島	徳島本庁	84	59	39	288	406	495	0	0	40	13										
	阿南	3	3	2	29	33	49	2	60	0	0										
	美馬	2	2	2	24	33	41	2	60	33	16										
	高知本庁	75	66	63	305	430	524	2	60	370	5										
高知	須崎	3	1	1	24	33	41	2	60	0	0										
	安芸	3	2	2	30	42	51	2	60	0	0										
	中村	6	3	3	40	56	68	1	30	26	8										
	松山本庁	100	74	62	375	528	645	3	90	438	7										
愛媛	大洲	7	5	5	56	78	96	0	0	78	15										
	今治	18	13	12	84	118	144	0	0	118	9										
	西条	18	16	15	159	224	273	0	0	224	14										
	宇和島	11	11	11	63	88	108	0	0	88	8										
福岡県	福岡本庁	760	498	435	1,867	2,632	3,212	1	30	2,602	5										
	飯塚	17	14	14	176	248	302	0	0	248	17										
	直方	7	6	6	59	83	101	0	0	83	13										
	田川	6	5	3	111	156	191	4	0	156	52										
福岡県	小倉	158	119	108	980	1,381	1,686	0	120	1,261	11										
	行橋	7	23	4	73	102	125	0	0	102	25										
	久留米	67	58	58	239	336	411	0	0	522	9										
	柳川	4	4	4	43	60	73	0	0	0	0										
佐賀県	八女	6	6	6	90	126	154	0	0	0	0										
	大牟田	10	8	8	51	71	87	1	30	474	8										
	佐賀本庁	69	59	59	358	504	616	0	0	153	13										
	武雄	12	11	11	109	153	187	0	0	117	13										
佐賀県	唐津	11	10	9	83	117	142	0	0	117	13										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっております。
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

「被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢」について

別紙の一覧表は、国選弁護事件が勾留された全事件に拡大した場合の本庁・支部ごとの対応態勢について、各弁護士会から聴取した内容を整理したものです。

前提となる数値は、勾留された全事件に拡大した場合、国選弁護事件数が約1.4倍になり、スタッフ弁護士が1人当たり年間30件の事件処理をした場合の想定となっております。

「**2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果**」の欄には、各地の対応態勢が記載されております（その内容は、2012年12月14日の「第12回国選弁護シンポジウム」で報告された内容です『第12回国選弁護シンポジウム基調報告書』17～21ページ）。

上記シンポジウムにおいて、「対応態勢については今後も注視していく必要がある」とされた6地点については、2013年4月に日弁連において追加調査を行い、その調査内容を「**2013年4月時点における対応態勢の確認結果**」の欄に記載しております。

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

2010年4月1日から2011年3月31日までに受任した被疑者国選第二段階の件数を、本庁・支部ごとに整理し、これに国選率を掛けるなどして被疑者国選第三段階における想定件数を割り出し、スタッフ弁護士が年間30件担当するものとして、ジュードイケア弁護士一人当たりの年間件数を想定した。下表は、その件数が一人当たり年間15件以上となる地域（一人当たり年間30件以上となる地域）の対応態勢についてまとめたものであり、これによれば、対応が可能であるといえる。

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
札幌	岩見沢	岩見沢から小樽までの5地域については、札幌本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	滝川		
	室蘭		
	苫小牧		
	小樽		
	浦河	弁護士が1名増える見込みであり、そうなりと一人当たり年間16件となるので対応可能である。	
旭川	稚内	一人当たり年間22件であり、不足分は本庁の弁護士の応援によって対応するが、本庁から地理的に遠いので、対応態勢については今後も注視していく必要がある。	支部国選登録2名。本庁の国選登録46名、うち39名が支部登録している。支部事件担当のための週ごとの弁護士名簿があり、本庁の応援態勢が構築されているため、対応態勢は整っている。支部管内は2警察署で、2011年は被疑者国選23件、うち本庁応援4件、2012年は25件、うち本庁応援5件で、支部一人当たり10件である。想定件数35件であり、本庁担当数を従前実績と同程度としても、支部担当は年間15件程度である。それ以上となっても、本庁応援態勢により、第三段階の対応は可能である。
	留萌	弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未満となつたので、対応可能である。	
	紋別	弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未満となつたので、対応可能である。	
釧路	根室	本庁の弁護士の応援によって対応する。	
	網走	一人当たり年間19件であること、網走地域の弁護士の熱意が強いことから対応可能である。	
	北見	一人当たり年間16件であること、北見地域の弁護士の熱意が強いことから対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
仙台	大河原	本庁の弁護士による応援態勢が構築されており、対応可能である。	
	石巻	本庁の弁護士の応援によって、対応可能である。	
	古川	古川と登米については、本庁弁護士の北部クルーの名簿による態勢が構築されており、対応可能である。	
	登米	地元の弁護士増があれば対応可能と思われるが、対応態勢については今後とも注視していく必要がある。	数が月内に8名から9名に増員予定で、66期の登録予定があり、また、勾留場所は2か所、車で5分、20分に位置し、接見等が容易で、更に、郡山支部9名程度の応援態勢により、第三段階の対応は可能である。
福島県	会津若松		
	米沢	一人当たり年間19件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
	新庄	登録弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	酒田	一人当たり年間16件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
岩手	花巻	登録弁護士数が9名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	二戸	登録弁護士数が3名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	一関	登録弁護士数が8名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	能代	地元の弁護士増が見込めること、本庁の弁護士の応援が可能であることから対応可能である。	
秋田	本荘	登録弁護士数が4名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	大館	一人当たり年間17件であること、不足については本庁の弁護士の応援が見込まれることから対応可能である。	
	十和田	登録弁護士数が5名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
横浜	横須賀	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
埼玉	埼玉	いずれの地域も今後の弁護士増で対応できる。	
	越谷		
	川越		
	熊谷		
	秩父		
千葉	木更津	木更津，八日市場については，本庁の弁護士にも配点されている。今後はそれを増やすことによって対応していく。	
	八日市場		
茨城県	佐原	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。 一人当たり年間20件であること，地元の弁護士増が見込めることから対応可能である。 土浦，龍ヶ崎の弁護士の応援によって対応可能である。 龍ヶ崎と合わせて登録弁護士数が50名となり，一人当たり年間15件未満となったので，対応可能である。 登録弁護士数が19名となり，一人当たり年間15件未満となったので，対応可能である。 4か所とも本庁の弁護士の応援によって対応可能であるが，今後とも応援態勢の構築について注視していく必要がある。	
	松戸		
	麻生		
	土浦		
	龍ヶ崎		
	下妻		
栃木	真岡	本庁から車で50分～1時間程度で，登録は1年で4名増加し，現在10名である。平日・休日とも本庁中心に全件対応をしていたが，支部が6名から10名に増加したことから，平日・休日とも支部で対応することを検討している状況にある。本庁との連携は十分にとられており，第三段階の対応は可能である。 本庁から車で1時間～1時間10分程度，登録10名である。本庁・栃木支部からの応援が実施され，選任が順調に行われていることから，第三段階の対応は十分に可能である。	
	大田原		
群馬	栃木	前橋，高崎の弁護士による応援態勢を作っているため，それによって対応可能である。	
	足利		
	太田		
	桐生		

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
静岡県	富士	これまでかなりの弁護士増があり、今後も弁護士増が見込まれるので対応可能である。	
	掛川	浜松と合わせて一人当たり年間17件であり対応可能である。	
	浜松		
新潟県	新発田	本庁から近いので、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	高田	登録弁護士数が13名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
三重	松阪	松阪、伊勢、伊賀については本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	伊勢		
	伊賀		
	熊野	年間27件である。これまで、ひまわり事務所の弁護士が中心になっており、今後もその体制で臨む。不足分は本庁のスタッフ弁護士が応援するので、対応可能である。	
岐阜県	大垣	本庁から近く、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	多治見	登録弁護士数が6名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
福井	武生	本庁から近く、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
金沢	小松	登録弁護士数が11名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	七尾	勾留する警察署は七尾署のみであり、金沢から1時間半である。本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
京都	宮津	一人当たり年間18件であること、今後の弁護士増が見込めることから対応可能である。	
	舞鶴	登録弁護士数が6名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	福知山	一人当たり年間19件であること、スタッフ弁護士を配置していることから対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
兵庫県	柏原	兵庫パブリックなどの応援によって対応するので、対応可能である。	
	洲本	一人当たり年間20件であること、他地域の弁護士の応援が可能であることから対応可能である。	
	社	姫路地域の会員によって対応するので、対応可能である。	
	龍野	姫路地域の会員によって対応するので、対応可能である。	
	豊岡	他地域の弁護士の応援が可能であることから対応可能であるが、今後とも対応態勢について注視していく必要がある。	2011年は登録6名、実働4名であったが、2013年に実働5名となり、現在、出産のため未登録である1名が登録すると実働6名となる。想定件数は69件で、実働5名で一人当たり年間13件、6名になると11件であるから、第三段階の対応は可能である。
奈良	葛城	いずれも本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	五条		
滋賀	長浜	彦根の弁護士の応援によって対応可能である。	
	御坊	本庁から近いので、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
広島	尾道	若手弁護士が多く、警察署ごとに事務所があるので、対応可能である。	
	福山	一人当たり年間16件であり、地元の弁護士増が見込まれるので、対応可能である。	
山口県	萩	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	岩国	一人当たり年間18件であること、若手弁護士の増加が多いことから対応可能である。	
	宇部	本庁の弁護士による応援態勢が構築されているので、対応可能である。	
岡山	倉敷	本庁から近く、本庁の弁護士の応援が可能であるので、対応可能である。	
	津山	本庁の弁護士による応援態勢を構築することによって対応可能である。	
島根県	出雲	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	香川県	観音寺と丸亀をセットにして配点している。年間の想定件数が合わせて330件であり、これを22名で対応するので、対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
徳島	美馬	弁護士増が見込まれること、若手弁護士が多いことから対応可能である。	
	中村	登録弁護士数が4名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
愛媛	西条	一人当たり年間16件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
福岡県	飯塚	各地とも福岡部会、北九州部会からの応援態勢を構築しているため、対応可能である。	
	直方		
	田川		
	行橋		
佐賀県	武雄	登録弁護士数が11名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
大分県	杵築	登録弁護士数が3名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	日田	二つの従たる事務所があり、所属弁護士も対応するので、対応可能である。	
	佐伯	三つの従たる事務所があり、所属弁護士も対応するので、対応可能である。	
	玉名	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
熊本県	山鹿	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	八代	本庁管轄地域南部に事務所がある弁護士の応援によって対応可能である。	
	人吉	八代の弁護士の応援によって対応可能である。	
	加治木	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
鹿児島県	川内	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているため、対応可能である。	
	鹿屋	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているため、対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
宮崎県	日南	本庁から近いので本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	都城	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているので、対応可能である。	
	延岡	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているが、今後とも対応態勢については注視していく必要がある。	延岡支部の想定件数171件（スタッフ弁護士が担当する30件を除く。）のうち、地区会員8名で120件（一人当たり15件）を担当し、本庁会員約23ないし25名が51件（一人当たり2件）を担当することに対応する。2009年5月以降、本庁応援態勢をとっており、2014年には延岡高速道路が整備される予定であることから、本庁の応援が容易になり、第三段階の対応は可能である。
沖縄	名護	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているので、対応可能である。	

7 裁判官数・検察官数・弁護士数の推移

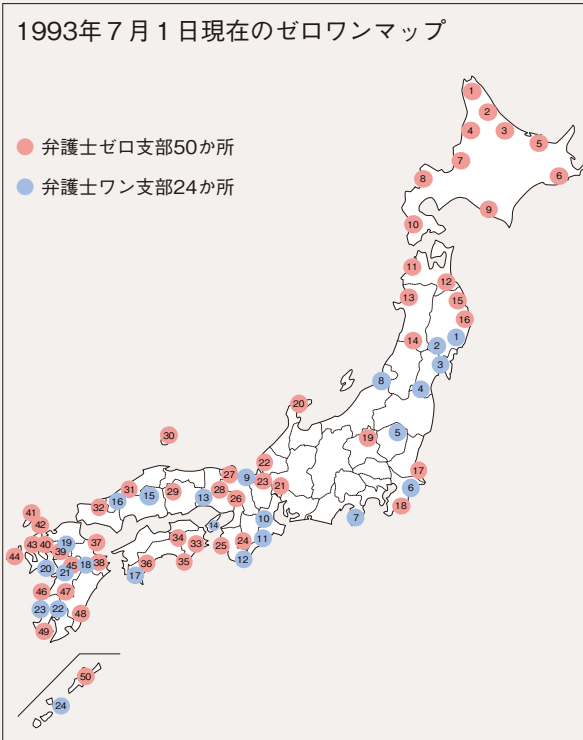
以下は、裁判官数、検察官数、弁護士数の推移と男女の割合を見たものである。

年	裁判官数（簡裁判事を除く）			検察官数（副検事を除く）			弁護士数		
	総数（人）	男性の割合	女性の割合	総数（人）	男性の割合	女性の割合	総数（人）	男性の割合	女性の割合
1991 (H3)	2,022	—	—	1,172	96.2%	3.8%	14,080	94.2%	5.8%
1992 (H4)	2,029	—	—	1,174	95.9%	4.1%	14,329	94.1%	5.9%
1993 (H5)	2,036	—	—	1,184	95.4%	4.6%	14,596	93.9%	6.1%
1994 (H6)	2,046	—	—	1,190	95.0%	5.0%	14,809	93.7%	6.3%
1995 (H7)	2,058	—	—	1,229	94.3%	5.7%	15,108	93.4%	6.6%
1996 (H8)	2,073	—	—	1,270	93.6%	6.4%	15,456	93.1%	6.9%
1997 (H9)	2,093	—	—	1,301	92.9%	7.1%	15,866	92.6%	7.4%
1998 (H10)	2,113	—	—	1,325	92.0%	8.0%	16,305	92.1%	7.9%
1999 (H11)	2,143	—	—	1,363	91.6%	8.4%	16,731	91.6%	8.4%
2000 (H12)	2,213	—	—	1,375	90.8%	9.2%	17,126	91.1%	8.9%
2001 (H13)	2,243	—	—	1,443	89.4%	10.6%	18,243	89.9%	10.1%
2002 (H14)	2,288	—	—	1,484	88.4%	11.6%	18,838	89.0%	11.0%
2003 (H15)	2,333	—	—	1,521	87.4%	12.6%	19,508	88.3%	11.7%
2004 (H16)	2,385	—	—	1,563	87.2%	12.8%	20,224	87.9%	12.1%
2005 (H17)	2,460	—	—	1,627	86.2%	13.8%	21,185	87.5%	12.5%
2006 (H18)	2,535	—	—	1,648	85.2%	14.8%	22,021	87.0%	13.0%
2007 (H19)	2,610	—	—	1,667	84.4%	15.6%	23,119	86.4%	13.6%
2008 (H20)	2,685	—	—	1,739	82.8%	17.2%	25,041	85.6%	14.4%
2009 (H21)	2,760	80.4%	19.6%	1,779	81.8%	18.2%	26,930	84.7%	15.3%
2010 (H22)	2,805	79.7%	20.3%	1,806	81.0%	19.0%	28,789	83.8%	16.2%
2011 (H23)	2,850	79.1%	20.9%	1,816	80.3%	19.7%	30,485	83.2%	16.8%
2012 (H24)	2,850	78.1%	21.9%	1,839	80.2%	19.8%	32,088	82.6%	17.4%

- 【注】 1. 裁判官数は最高裁判所調べによるもので、簡裁判事を除く各年の4月現在のもの。なお、2008年までの簡裁判事を除いた男女の内訳については、不明である。
 2. 検察官数は法務省調べによるもので、副検事を除く各年の3月31日現在のもの。
 3. 弁護士数は、正会員数（会員の種類については、p.105参照）で各年の3月31日現在のもの。

■資料2-1-2-1 弁護士ゼロワンマップ■

「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいう。



● 弁護士ゼロ支部(50か所)(1993年7月1日現在)

地方裁判所	支部	地方裁判所	支部
1 旭川地裁	稚内支部	26 京都地裁	園部支部
2 旭川地裁	名寄支部	27 京都地裁	宮津支部
3 旭川地裁	紋別支部	28 神戸地裁	柏原支部
4 旭川地裁	留萌支部	29 岡山地裁	新見支部
5 釧路地裁	網走支部	30 松江地裁	西郷支部
6 釧路地裁	根室支部	31 松江地裁	浜田支部
7 札幌地裁	滝川支部	32 山口地裁	萩支部
8 札幌地裁	岩内支部	33 徳島地裁	阿南支部
9 札幌地裁	浦河支部	34 徳島地裁	美馬支部
10 函館地裁	江差支部	35 高知地裁	安芸支部
11 青森地裁	五所川原支部	36 高知地裁	須崎支部
12 青森地裁	十和田支部	37 大分地裁	杵築支部
13 秋田地裁	能代支部	38 大分地裁	佐伯支部
14 秋田地裁	横手支部	39 福岡地裁	柳川支部
15 盛岡地裁	二戸支部	40 佐賀地裁	武雄支部
16 盛岡地裁	宮古支部	41 長崎地裁	厳原支部
17 水戸地裁	麻生支部	42 長崎地裁	壱岐支部
18 千葉地裁	一宮支部	43 長崎地裁	平戸支部
19 前橋地裁	沼田支部	44 長崎地裁	五島支部
20 金沢地裁	輪島支部	45 熊本地裁	阿蘇支部
21 岐阜地裁	御嵩支部	46 熊本地裁	天草支部
22 福井地裁	武生支部	47 熊本地裁	人吉支部
23 大津地裁	長浜支部	48 宮崎地裁	日南支部
24 奈良地裁	五條支部	49 鹿児島地裁	知覧支部
25 和歌山地裁	御坊支部	50 那覇地裁	名護支部

● 弁護士ワン支部(24か所)(1993年7月1日現在)

地方裁判所	支部	地方裁判所	支部
1 盛岡地裁	遠野支部	13 神戸地裁	社支部
2 盛岡地裁	水沢支部	14 神戸地裁	洲本支部
3 仙台地裁	登米支部	15 広島地裁	三次支部
4 仙台地裁	大河原支部	16 松江地裁	益田支部
5 宇都宮地裁	大田原支部	17 高知地裁	中村支部
6 千葉地裁	佐原支部	18 大分地裁	竹田支部
7 静岡地裁	下田支部	19 福岡地裁	八女支部
8 新潟地裁	新発田支部	20 長崎地裁	島原支部
9 福井地裁	敦賀支部	21 熊本地裁	山鹿支部
10 津地裁	伊賀支部	22 鹿児島地裁	加治木支部
11 津地裁	熊野支部	23 鹿児島地裁	川内支部
12 和歌山地裁	新宮支部	24 那覇地裁	平良支部

● 弁護士ゼロ支部はなし(2012年10月1日現在)

● 弁護士ワン支部(2か所)(2012年10月1日現在)

地方裁判所	支部
1 金沢地裁	輪島支部
2 大分地裁	杵築支部

【注】 弁護士ワン支部のうち、大分地裁杵築支部は、非常駐の弁護士法人従事事務所がある支部である。

4 司法過疎対策業務とスタッフ弁護士の配置

1. 司法過疎対策業務

法テラスは、身近に弁護士などの法律家がない、法律サービスの提供を受けることが困難であるなどの地域（司法過疎地域）において、事務所を設けてスタッフ弁護士を常駐させ、法的サービスの提供を行っている。また、出張相談や巡回相談などを行い、司法過疎地域などにおいても、必要な法的サービスが受けられるように取り組んでいる。

2. スタッフ弁護士の配置

スタッフ弁護士は、法テラスの業務である民事法律扶助事件、国選弁護事件等を扱う（本庁対応、支部対応、国選・扶助対応）ほか、司法過疎地域に設置される4号業務（次頁注記3参照）対応の事務所においては、一般に開業している弁護士事務所と同様に、法律相談、事件の受任などの有償による法律サービスを提供している。

スタッフ弁護士の人数は、2012年9月1日現在で計185人（養成中のスタッフ弁護士は除く）となり、以下の地域に赴任している。

■スタッフ弁護士配置地域■

地方事務所（38か所）・支部（7か所）

（2012年9月1日現在）

	事務所名	種 類	弁護士数 (人)		事務所名	種 類	弁護士数 (人)
1	函館地方事務所	本庁対応	3	24	福井地方事務所	本庁対応	1
2	旭川地方事務所	本庁対応	1	25	京都地方事務所	本庁対応	3
3	釧路地方事務所	本庁対応	2	26	兵庫地方事務所阪神支部	支部対応	4
4	福島地方事務所	本庁対応	2	27	奈良地方事務所	本庁対応	2
5	岩手地方事務所	本庁対応	1	28	滋賀地方事務所	本庁対応	5
6	秋田地方事務所	本庁対応	2	29	和歌山地方事務所	本庁対応	2
7	青森地方事務所	本庁対応	3	30	広島地方事務所	本庁対応	2
8	東京地方事務所	本庁対応	6	31	山口地方事務所	本庁対応	3
9	東京地方事務所多摩支部	支部対応	5	32	鳥取地方事務所	本庁対応	1
10	埼玉地方事務所	本庁対応	6	33	島根地方事務所	本庁対応	2
11	埼玉地方事務所川越支部	支部対応	3	34	香川地方事務所	本庁対応	4
12	千葉地方事務所	本庁対応	8	35	徳島地方事務所	本庁対応	1
13	茨城地方事務所	本庁対応	3	36	高知地方事務所	本庁対応	2
14	栃木地方事務所	本庁対応	1	37	愛媛地方事務所	本庁対応	3
15	群馬地方事務所	本庁対応	2	38	福岡地方事務所	本庁対応	2
16	静岡地方事務所	本庁対応	4	39	福岡地方事務所北九州支部	支部対応	4
17	静岡地方事務所沼津支部	支部対応	3	40	佐賀地方事務所	本庁対応	1
18	静岡地方事務所浜松支部	支部対応	2	41	長崎地方事務所	本庁対応	2
19	長野地方事務所	本庁対応	1	42	熊本地方事務所	本庁対応	3
20	愛知地方事務所	本庁対応	2	43	鹿児島地方事務所	本庁対応	1
21	愛知地方事務所三河支部	支部対応	4	44	宮崎地方事務所	本庁対応	2
22	三重地方事務所	本庁対応	3	45	沖縄地方事務所	本庁対応	4
23	岐阜地方事務所	本庁対応	3		合 計		124

【注】 上記以外に養成中のスタッフ弁護士がいる。

■スタッフ弁護士配置地域■

地域事務所（国選・扶助対応 4か所）・（4号業務対応 32か所）

（2012年9月1日現在）

	事務所名	種 類	弁護士数 (人)		事務所名	種 類	弁護士数 (人)
1	江差地域事務所〔函館〕	4号業務対応	2	20	浜田地域事務所〔島根〕	4号業務対応	2
2	八雲地域事務所〔函館〕	4号業務対応	1	21	西郷地域事務所〔島根〕	4号業務対応	1
3	八戸地域事務所〔青森〕	4号業務対応	2	22	須崎地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
4	むつ地域事務所〔青森〕	4号業務対応	1	23	安芸地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
5	宮古地域事務所〔岩手〕	4号業務対応	1	24	中村地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
6	会津若松地域事務所〔福島〕	4号業務対応	1	25	佐世保地域事務所〔長崎〕	国選・扶助対応	2
7	熊谷地域事務所〔埼玉〕	国選・扶助対応	3	26	吉岐地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
8	秩父地域事務所〔埼玉〕	4号業務対応	3	27	五島地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
9	下妻地域事務所〔茨城〕	国選・扶助対応	3	28	対馬地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
10	牛久地域事務所〔茨城〕	4号業務対応	2	29	平戸地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
11	下田地域事務所〔静岡〕	4号業務対応	3	30	雲仙地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
12	松本地域事務所〔長野〕	国選・扶助対応	1	31	高森地域事務所〔熊本〕	4号業務対応	2
13	佐渡地域事務所〔新潟〕	4号業務対応	2	32	指宿地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
14	可児地域事務所〔岐阜〕	4号業務対応	4	33	鹿屋地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
15	中津川地域事務所〔岐阜〕	4号業務対応	1	34	奄美地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
16	魚津地域事務所〔富山〕	4号業務対応	2	35	延岡地域事務所〔宮崎〕	4号業務対応	1
17	福知山地域事務所〔京都〕	4号業務対応	1	36	宮古島地域事務所〔沖縄〕	4号業務対応	2
18	南和地域事務所〔奈良〕	4号業務対応	2				
19	倉吉地域事務所〔鳥取〕	4号業務対応	2			合 計	61

- 【注】 1. [] 内は、所在地。
 2. 上記以外に養成中のスタッフ弁護士がいる。
 3. 4号業務とは、総合法律支援法（2004年6月2日 法律第74号）第30条第1項第4号に基づく業務。
 [第30条第1項第4号]
 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

3 刑事司法制度改革

1. 当番弁護士・被疑者国選弁護制度

(1) 被疑者弁護の拡充に向けた取組

被疑者が逮捕されて間もない段階では、状況が刻々と変化する。捜査機関の取調べを受けて、被疑者の記憶に反する内容の供述調書が作成されてしまうかもしれない。無実の被疑者が、早期に身体拘束を解かれないがため、自白調書に署名押印をしてしまうかもしれない。身上関係が安定していることを明らかにすれば勾留を回避することができるのに、裁判官にそれが明らかにならないままに勾留の決定がなされてしまうかもしれない。被疑者が早期に弁護人の助言を受けることの重要性はきわめて高い。

しかし、2006年9月までは、国選弁護制度の適用が起訴された後の被告人に限られており、被疑者段階での弁護人選任率は高くなかった。

そこで、まず、各地で当番弁護士制度への取組みが進められてきた。当番弁護士制度は、身体を拘束された被疑者からの要請によって当番の弁護士が接見に赴き、初回接見の費用を被疑者に負担させることなく助言を行う制度である。この制度は1990年から各地で発足し、1992年には全国の弁護士会で実施されるようになった。

さらに、2006年10月からは、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を対象として被疑者国選弁護制度が実施され、2009年5月にはその対象事件が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に拡大された。

これら制度の創設・拡大による被疑者弁護の拡充は、前述した被疑者段階での防御活動を充実したものにするためのみならず、起訴された後の防御活動を円滑かつ速やかに進めるためにも重要である。

下表は、被疑者段階の刑事弁護人選任状況をまとめたものである。当番弁護士制度の拡充と被疑者国選弁護制度の創設・拡大により、被疑者段階の弁護人選任率は格段に高まってきた。

■資料2-3-1 被疑者段階からの刑事弁護人選任状況（地方裁判所）■

年	事件総数 〔終局総人員〕 (人)	被疑者段階から 弁護人の付いた被告人		弁護人選任状況（被疑者段階から）			
		人員(人)	割合	私選弁護人の付いた被告人		国選弁護人の付いた被告人	
				人員(人)	割合	人員(人)	割合
2007	70,610	13,952	19.8%	9,983	14.1%	3,131	4.4%
2008	67,644	14,920	22.1%	10,096	14.9%	3,964	5.9%
2009	65,875	26,832	40.7%	9,860	15.0%	16,108	24.5%
2010	62,840	40,329	64.2%	7,390	11.8%	32,465	51.7%
2011	57,968	38,557	66.5%	6,235	10.8%	31,675	54.6%

■資料2-3-2 被疑者段階からの刑事弁護人選任状況（簡易裁判所）■

年	事件総数 〔終局総人員〕 (人)	被疑者段階から 弁護人の付いた被告人		弁護人選任状況（被疑者段階から）			
		人員(人)	割合	私選弁護人の付いた被告人		国選弁護人の付いた被告人	
				人員(人)	割合	人員(人)	割合
2007	11,482	646	5.6%	467	4.1%	70	0.6%
2008	10,632	686	6.5%	495	4.7%	63	0.6%
2009	10,715	3,660	34.2%	531	5.0%	2,974	27.8%
2010	9,876	6,345	64.2%	278	2.8%	6,025	61.0%
2011	9,142	5,964	65.2%	289	3.2%	5,615	61.4%

- 【注】 1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別－地方裁判所管内全地方裁判所別及び地方裁判所管内全簡易裁判所別」によるもの。
 2. 「終局総人員」とは、当該年度に終局裁判等（判決、終局決定、正式裁判請求の取下げ等）により終了した事件の実人員数である。
 3. 私選及び国選弁護人の付いた被告人の割合は、終局総人員に対する割合である。

資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

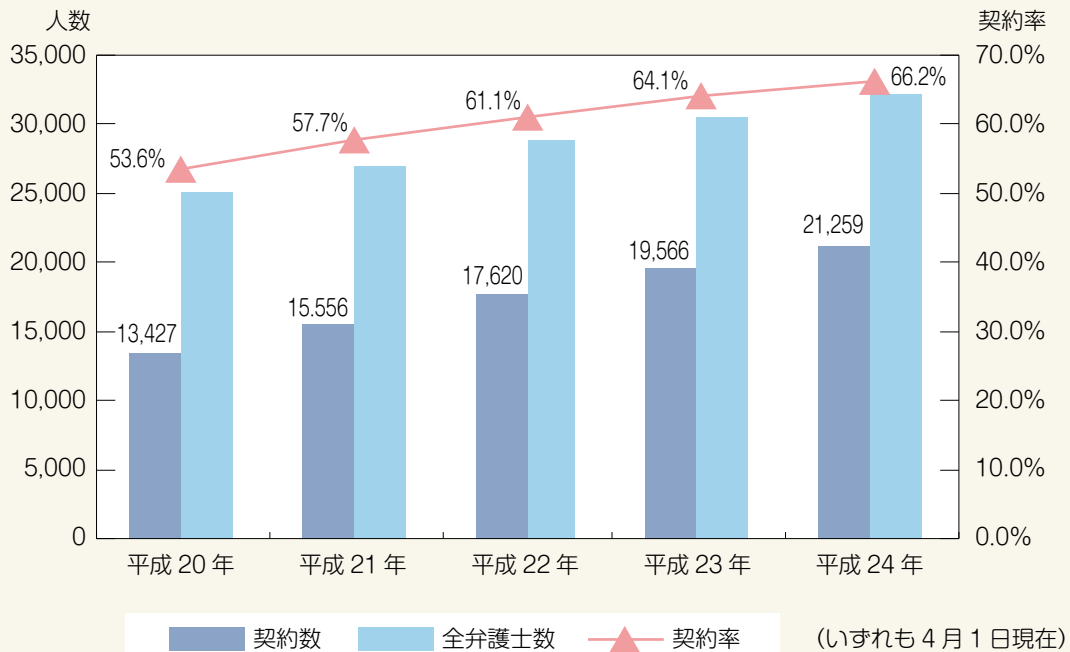
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成23年3月7日法務大臣認可版が最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成24年4月1日時点で21,259名となっており、これは全国の弁護士数の約66%に相当する。

資料 3-5 国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移



(4) 国選弁護人候補の指名通知

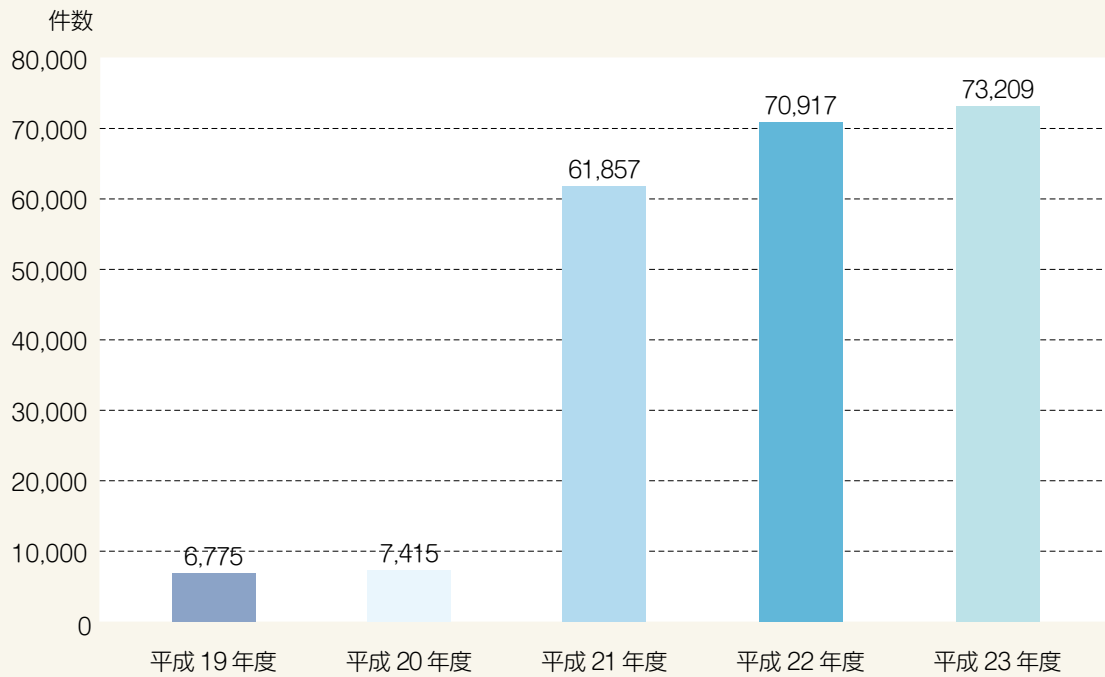
法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実にを行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行っている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

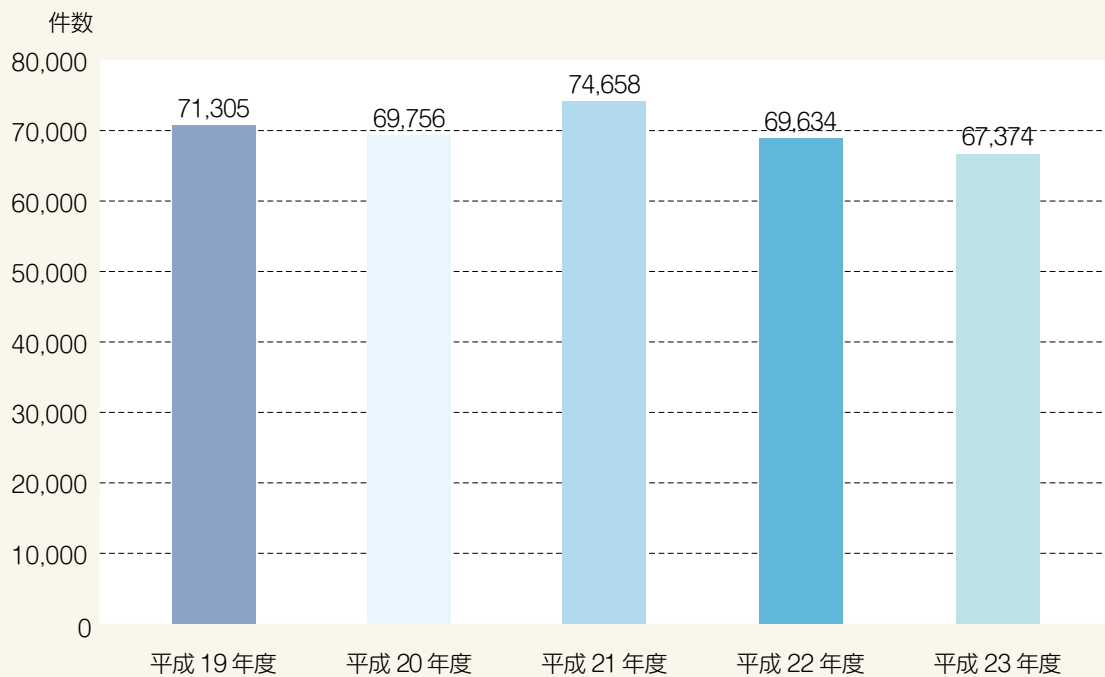
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成23年4月から平成24年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は73,209件、被告人国選弁護は67,374件（合計140,583件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約6,101件、被告人国選弁護は約5,615件（合計約11,715件）であり、前年度に比べて1か月当たりの平均件数が被疑者は約191件増えたのに対し、被告人は約188件減り、合計は前年度とほぼ同じであった。これは、被疑者段階から国選弁護人の選任を請求する被疑者が増加したためと思われる。

資料 3-6 被疑者国選弁護事件 受理件数



資料 3-7 被告人国選弁護事件 受理件数



地方事務所ごと（支部別）の国選弁護事件（被疑者・被告人別）及び国選付添事件の受理件数は、次のとおりである。

■国選弁護事件（被疑者・被告人別）受理件数■

地方事務所	2010年度 (2011年5月13日集計)		2011年度 (2012年4月23日集計)	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人
札幌	2,070	1,714	1,877	1,576
函館	294	217	303	214
旭川	339	311	337	247
釧路	464	450	426	397
宮城	1,373	1,088	1,108	940
福島	1,008	898	900	851
山形	411	440	487	411
岩手	533	487	428	404
秋田	406	434	378	427
青森	503	569	516	601
東京	7,061	8,737	7,419	8,637
多摩	1,773	1,403	2,047	1,401
神奈川	2,840	2,227	3,349	2,136
川崎	599	527	634	457
小田原	524	437	578	445
埼玉	3,294	2,130	3,462	1,902
川越	640	426	696	508
千葉	3,304	2,519	3,478	2,486
松戸	721	492	664	477
茨城	1,274	1,665	1,364	1,512
栃木	1,539	1,452	1,472	1,244
群馬	1,171	1,075	1,281	1,096
静岡	681	548	764	575
沼津	799	620	765	623
浜松	788	640	786	619
山梨	373	398	347	435
長野	669	817	734	935
新潟	944	968	919	852
愛知	2,995	2,814	3,155	2,881
三河	965	895	1,067	905
三重	785	781	839	808
岐阜	757	699	806	743
福井	318	271	345	309
石川	492	561	432	557
富山	263	284	290	293
大阪	6,157	7,574	6,460	7,466
京都	1,813	1,678	1,764	1,504
兵庫	1,360	1,500	1,497	1,322
阪神	664	708	700	737
姫路	596	751	691	652
奈良	743	678	765	719
滋賀	972	777	890	709
和歌山	622	853	618	741
広島	1,586	1,446	1,657	1,518
山口	796	726	797	610
岡山	1,045	1,045	1,280	1,115
鳥取	253	315	255	310
島根	291	314	332	335
香川	642	975	614	918
徳島	391	362	367	388
高知	558	643	551	641
愛媛	715	724	725	763
福岡	2,686	2,960	2,743	2,644
北九州	1,020	839	997	816
佐賀	563	557	583	482
長崎	563	561	483	502
大分	501	550	468	559
熊本	1,037	872	957	865
鹿児島	606	689	654	596
宮崎	706	567	751	566
沖縄	1,061	976	1,157	992
合計	70,917	69,634	73,209	67,374

■国選付添事件受理件数■

地方事務所	2010年度 (2011年 5月13日現在)	2011年度 (2012年 4月23日現在)
	札幌	18
函館	0	2
旭川	1	1
釧路	0	0
宮城	6	6
福島	0	1
山形	0	5
岩手	3	1
秋田	2	0
青森	2	1
東京	29	35
多摩	11	38
神奈川	43	48
川崎	3	1
小田原	2	4
埼玉	17	21
川越	4	2
千葉	35	70
松戸	10	4
茨城	8	5
栃木	10	6
群馬	25	4
静岡	2	6
沼津	4	6
浜松	3	5
山梨	1	3
長野	3	3
新潟	2	2
愛知	30	28
三河	4	10
三重	1	0
岐阜	5	4
福井	4	6
石川	1	1
富山	2	1
大阪	45	33
京都	3	6
兵庫	12	5
阪神	1	1
姫路	1	4
奈良	0	0
滋賀	2	3
和歌山	1	1
広島	7	2
山口	2	3
岡山	8	3
鳥取	0	1
島根	2	1
香川	0	4
徳島	0	0
高知	0	0
愛媛	0	0
福岡	14	27
北九州	4	0
佐賀	2	6
長崎	4	0
大分	0	0
熊本	3	3
鹿児島	9	25
宮崎	9	3
沖縄	3	2
合計	423	469

【注】「国選弁護事件受理件数」の「被告人」の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。したがって、上記は集計日時時点の件数である。

下表は、法テラスとの間で国選弁護士及び国選付添人の事務取扱いに関する契約を締結した弁護士数を、地方事務所別にまとめたものである。

■国選弁護士及び国選付添人契約弁護士数（スタッフ弁護士を含む）■

(2012年4月2日現在)

	国選弁護士契約数（人）	契約率	国選付添人契約数（人）	契約率	弁護士会会員数（人）
札幌	472	74.7%	369	58.4%	632
函館	39	88.6%	35	79.5%	44
旭川	56	88.9%	42	66.7%	63
釧路	57	89.1%	45	70.3%	64
仙台	308	81.9%	185	49.2%	376
福島県	149	97.4%	96	62.7%	153
山形県	73	88.0%	60	72.3%	83
岩手	84	88.4%	65	68.4%	95
秋田	59	84.3%	39	55.7%	70
青森県	86	88.7%	60	61.9%	97
東京					6,686
第一東京	8,452	56.0%	1,023	6.8%	4,110
第二東京					4,294
横浜	991	76.6%	441	34.1%	1,294
埼玉	511	80.0%	211	33.0%	639
千葉県	471	81.1%	247	42.5%	581
茨城県	181	86.6%	131	62.7%	209
栃木県	139	79.4%	79	45.1%	175
群馬	199	84.0%	128	54.0%	237
静岡県	324	85.0%	254	66.7%	381
山梨県	91	88.3%	62	60.2%	103
長野県	175	87.5%	110	55.0%	200
新潟県	201	86.3%	109	46.8%	233
愛知県	1,198	77.5%	218	14.1%	1,545
三重	139	92.1%	81	53.6%	151
岐阜県	133	85.3%	90	57.7%	156
福井	79	86.8%	68	74.7%	91
金沢	131	92.9%	82	58.2%	141
富山県	82	84.5%	47	48.5%	97
大阪	2,191	56.8%	853	22.1%	3,857
京都	462	78.4%	260	44.1%	589
兵庫県	536	75.0%	194	27.1%	715
奈良	120	85.1%	89	63.1%	141
滋賀	103	83.1%	99	79.8%	124
和歌山	108	87.1%	59	47.6%	124
広島	352	73.6%	86	18.0%	478
山口県	120	90.2%	75	56.4%	133
岡山	245	78.3%	160	51.1%	313
鳥取県	59	98.3%	49	81.7%	60
島根県	60	93.8%	49	76.6%	64
香川県	101	72.7%	58	41.7%	139
徳島	80	96.4%	75	90.4%	83
高知	71	81.6%	47	54.0%	87
愛媛	120	82.2%	67	45.9%	146
福岡県	735	74.6%	470	47.7%	985
佐賀県	78	90.7%	71	82.6%	86
長崎県	129	87.8%	111	75.5%	147
大分県	118	90.1%	69	52.7%	131
熊本県	183	83.2%	104	47.3%	220
鹿児島県	155	92.8%	107	64.1%	167
宮崎県	102	91.9%	87	78.4%	111
沖縄	151	64.5%	85	36.3%	234
合計	21,259	66.2%	7,701	24.0%	32,134

【注】弁護士会会員数（正会員）は、2012年4月1日現在。

■国選弁護士契約者1人あたりの担当被告人数■

	国選弁護士契約弁護士数（2011.4.1）		弁護士会 会員数（人） （2011.4.1）	国選弁護人の 付いた被告人（人） （2011年）	国選弁護士契約者 1人あたりの担当 被告人数（人）	
	契約弁護士数（人）	契約割合				
北海道弁連	札幌	438	74.1%	591	1,426	3.3
	函館	33	84.6%	39	206	6.2
	旭川	43	79.6%	54	254	5.9
	釧路	52	86.7%	60	394	7.6
東北弁連	仙台	287	79.7%	360	779	2.7
	福島県	139	90.8%	153	889	6.4
	山形県	69	87.3%	79	389	5.6
	岩手	71	88.8%	80	402	5.7
	秋田	55	80.9%	68	362	6.6
	青森県	79	89.8%	88	581	7.4
関東弁連	東京	7,791	53.7%	14,517	6,561	0.8
	第一東京					
	第二東京					
	横浜	897	73.8%	1,216	2,859	3.2
	埼玉	456	79.0%	577	2,593	5.7
	千葉県	432	80.1%	539	2,722	6.3
	茨城県	155	82.9%	187	1,507	9.7
	栃木県	128	82.1%	156	1,228	9.6
	群馬	179	82.9%	216	1,000	5.6
	静岡県	288	82.3%	350	1,688	5.9
	山梨県	84	90.3%	93	369	4.4
	長野県	161	87.5%	184	796	4.9
	新潟県	184	84.8%	217	906	4.9
中部弁連	愛知県	1,091	75.6%	1,444	3,138	2.9
	三重	124	90.5%	137	756	6.1
	岐阜県	122	84.7%	144	704	5.8
	福井	77	87.5%	88	281	3.6
	金沢	115	92.0%	125	453	3.9
	富山県	75	87.2%	86	302	4.0
近畿弁連	大阪	2,075	55.8%	3,721	5,647	2.7
	京都	414	77.5%	534	1,501	3.6
	兵庫県	485	71.9%	675	2,570	5.3
	奈良	116	85.3%	136	608	5.2
	滋賀	87	78.4%	111	647	7.4
	和歌山	104	85.2%	122	764	7.3
中国地方弁連	広島	318	70.7%	450	1,148	3.6
	山口県	115	87.1%	132	574	5.0
	岡山	230	76.7%	300	930	4.0
	鳥取県	54	96.4%	56	301	5.6
	島根県	54	91.5%	59	265	4.9
四国弁連	香川県	97	72.9%	133	637	6.6
	徳島	70	93.3%	75	344	4.9
	高知	65	82.3%	79	647	10.0
	愛媛	115	81.6%	141	693	6.0
九州弁連	福岡県	701	75.5%	928	3,061	4.4
	佐賀県	74	90.2%	82	466	6.3
	長崎県	121	88.3%	137	491	4.1
	大分県	111	88.8%	125	447	4.0
	熊本県	165	80.5%	205	799	4.8
	鹿児島県	139	96.5%	144	563	4.1
	宮崎県	88	89.8%	98	407	4.6
沖縄	143	63.0%	227	873	6.1	
合計	19,566	64.1%	30,518	57,928	3.0	

- 【注】 1. 国選弁護士契約弁護士数は、日本司法支援センター調べによる2011年4月1日現在のもの。
 2. 弁護士会会員数は、正会員で2011年4月1日現在のもの。
 3. 国選弁護人の付いた被告人数は、『平成23年司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別」による全地方裁判所・全簡易裁判所別の合計値。
 4. 国選弁護士契約弁護士数及び弁護士会会員数は、国選弁護人の付いた被告人数（2011年）に対応させるため、2011年4月1日現在の数値を用いた。

表12

2002年～2011年 刑事被疑者弁護援助件数の推移

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
東京三会	2,817	2,365	2,139	2,766	2,644	2,207	3,107	2,106	1,504	1,803
横浜	221	240	256	339	391	335	437	186	130	223
埼玉	44	59	80	161	181	144	474	341	295	359
千葉	58	97	139	149	127	155	183	93	60	135
茨城県	3	6	5	10	10	4	10	8	12	24
栃木県	4	23	10	15	4	11	14	6	7	7
群馬	5	3	9	12	10	9	22	37	17	20
静岡県	63	58	97	105	100	78	182	158	125	147
山梨県	4	9	3	16	34	28	45	45	12	17
長野県	10	77	6	3	11	12	21	26	23	19
新潟県	51	79	58	81	105	103	150	69	62	73
大阪	577	728	867	889	841	685	969	726	623	797
京都	199	309	379	328	321	280	352	168	191	199
兵庫県	52	67	61	59	86	85	107	64	54	79
奈良	51	27	37	57	55	57	100	56	23	27
滋賀	1	19	4	2	2	7	29	11	13	22
和歌山	6	3	18	13	14	15	21	16	14	17
愛知県	313	308	385	470	553	488	664	340	236	285
三重	11	11	18	10	11	14	15	22	13	37
岐阜	41	47	41	86	53	88	78	42	22	42
福井	1	7	3	8	7	11	37	24	12	31
金沢	36	62	45	65	84	59	63	31	24	31
富山	5	9	3	0	1	5	12	5	13	17
広島	177	162	150	209	290	210	304	136	96	129
山口	49	50	42	49	58	74	103	54	44	56
岡山	20	32	23	35	54	70	242	182	97	162
鳥取	5	74	6	4	14	13	41	23	20	16
島根	5	18	14	33	23	32	36	22	30	13
福岡	735	774	826	953	911	831	1,189	626	513	515
佐賀	39	14	33	26	19	31	60	48	27	53
長崎	55	55	58	90	60	59	86	65	43	44
大分	10	16	19	54	60	52	114	82	67	52
熊本	24	46	30	36	42	40	59	53	36	50
鹿児島	16	14	18	35	0	24	51	42	27	23
宮崎	68	152	102	123	118	95	191	64	66	96
沖縄	29	33	71	81	144	155	246	102	75	95
仙台	101	79	99	144	173	259	416	199	168	165
福島	14	20	26	45	35	24	43	17	11	28
山形	42	55	64	72	81	74	82	44	36	49
岩手	25	42	59	95	104	86	173	86	61	88
秋田	33	58	49	44	53	45	42	26	16	22
青森	32	35	46	45	84	59	51	32	31	40
札幌	226	236	294	396	435	355	650	374	271	320
函館	8	8	9	14	10	13	26	15	12	35
旭川	21	17	8	16	14	17	20	20	10	29
釧路	13	5	15	17	27	8	46	19	24	31
香川県	8	10	6	5	5	18	42	22	19	28
徳島	19	9	18	11	5	7	14	8	2	3
高知	0	4	1	6	5	12	19	2	18	4
愛媛	10	13	15	8	8	13	19	13	13	8
合計	6,357	6,644	6,764	8,290	8,480	7,556	11,457	6,956	5,318	6,565
前年比	7.7%	4.5%	1.8%	22.6%	2.3%	-10.9%	51.6%	-39.3%	-23.5%	23.4%

※ 刑事被疑者弁護援助件数について、2006年度以前は、財団法人法律扶助協会の実績件数である。2007年度は、2007年4月～9月の日本弁護士連合会における実績件数（2008年3月31日時点調べ）と同年10月～翌年3月の日本司法支援センターにおける終結件数の合計数である。2008年度以降は、日本司法支援センターにおける各年度の終結件数である。